

令和6年度
益田市一般廃棄物処理実施計画

福祉環境部環境衛生課

目 次

第1章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況	
(1) 計画区域	3
(2) 一般廃棄物の計画排出量	3
2. ごみ処理実施計画	
(1) 排出抑制の推進に係る主な実施施策	4
(2) 再生利用の推進に係る主な実施施策	5
(3) ごみの適正処理に係る主な実施施策	5
3. 一般廃棄物処理の許可業者	
(1) 収集・運搬業	9
4. その他対策等	
(1) 不法投棄防止対策	10
(2) 野焼き（廃棄物の焼却）禁止の指導	10

第2章 し尿処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況	
(1) 計画区域	11
(2) 一般廃棄物の計画排出量	11
2. 処理施設の概要	11
3. 一般廃棄物処理の許可業者	
(1) 収集・運搬業	12
(2) 浄化槽清掃業	12

第1章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

益田市全域とする。

(2) 一般廃棄物の計画排出量

			令和5年度 排出量	令和6年度 計画排出量	
生活系	収集委託	燃やせるごみ	6,386 t	6,617 t	
		埋め立てるごみ	442 t	491 t	
		ステーション収集困難物	10 t	13 t	
		資源ごみ	木製家具	204 t	190 t
			容器包装プラスチック	584 t	594 t
			廃食用油	6 t	6 t
			飲料用缶	89 t	83 t
			ビン類	253 t	235 t
			古紙類	839 t	837 t
			ペットボトル	111 t	106 t
			紙パック	8 t	8 t
			家電製品類・金属類	317 t	318 t
	発泡スチロール類		7 t	6 t	
	集団回収	資源ごみ	飲料用缶	7 t	7 t
			ビン類	1 t	1 t
古紙類			26 t	40 t	
直接	燃やせるごみ	316 t	296 t		
	埋め立てるごみ	336 t	310 t		
事業系	収集	燃やせるごみ	1,280 t	1,201 t	
	直接	燃やせるごみ	4,665 t	4,749 t	
合計			15,887 t	16,108 t	

2. ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制の推進に係る主な実施施策

項目	内容
市民活動の促進	環境美化活動に対し、ボランティア清掃用ごみ袋を無償提供し、回収を行うことで、市民活動を支援する。
市広報等での情報提供	市の広報や市公式ウェブサイトにごみ減量やリサイクルに係る情報を提供する。
施設見学会の実施	市の廃棄物処理施設等ごみ処理の現場を見学することで、市民にごみ処理の状況の理解を深めてもらう。
ごみ分別説明の実施	転入者等（外国人を含む）に対し、ごみの出し方や分別等の説明を行う。
地域でのごみ分別等説明会の実施	自治会単位での開催要望があれば、その地域に職員が出向き説明会を実施する。
生ごみの減量・堆肥化の促進	電気式生ごみ処理機・生ごみ処理容器（コンポスト等）の購入補助を行う。みみずによる生ごみ減量化を進める。
ごみ減量化に関するエコリスフェアの開催	益田市リサイクルプラザにおいて、ごみ減量化等に関するイベントを開催する。
ごみ減量化に関する環境教育の取り組み	公益財団法人しまね自然と環境財団と連携し、ごみ減量化に関するプログラムの実施や説明会を開催する。
マイバッグ運動の推進	有料レジ袋を削減するため、マイバッグ持参を推進する。

(2) 再生利用の推進に係る主な施策

項 目	内 容
ステーション整備補助	ステーションの整備に係る工事や備品等の購入に対し助成を行い、資源物回収環境整備を促進する。
集団回収補助	市民等が実施する資源物回収に対し、回収量に応じて助成を行い、資源物回収を促進する。
資源類の回収推進	リサイクルステーション等を適正に配置し、古紙類等の回収を推進する。
木製家具の回収	リサイクルを目的として収集を行い、エコリスフェアの際に希望者へ販売するとともに、随時販売を行う。
廃食用油の回収推進	家庭等から排出される使用済み食用油を拠点回収し、水質環境保全とリサイクルを推進する。

(3) ごみの適正処理に係る主な実施施策

①適正な分別の推進

分別区分	内 容
燃やせるごみ	古紙（雑がみ含む）のリサイクル排出推進 生ごみの水切りと再利用の推進
埋め立てるごみ	禁忌物の混入防止
ステーション収集困難物	電話受付時における品目確認
木製家具	電話受付時における品目確認
容器包装プラスチック	ペットボトル等対象外品目の混在排出防止
廃食用油	植物性油以外の油の混入防止
飲料用缶	スチール缶、アルミ缶の分別推進
ビン類	耐熱ガラスの除去
古紙類	カーボン紙、コート紙等異物混入防止
ペットボトル	キャップ、ラベルの除去
紙パック	アルミコーティングパックの除去
家電製品類・金属類	家電リサイクル法の対象品目の適正な排出指導
発泡スチロール類	対象外品目の混入防止

②収集運搬、処理処分の実施主体

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ		市(委託)	市(委託)	焼却	—	—
埋め立てるごみ		市(委託)	市(委託)	破砕	市(委託)	埋立
ステーション収集困難物		市(委託)	市(委託)	焼却	—	—
資源 ごみ	木製家具	市(委託)	市(委託)	資源化 焼却	—	—
	容器包装プラスチック	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	廃食用油	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	飲料用缶	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	ビン類	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	古紙類	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	ペットボトル	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	紙パック	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	家電製品類・金属類	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
発泡スチロール類	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—	

③収集体制

一般廃棄物の種類		収集頻度	集積場所及び収集方法
燃やせるごみ		2回/週	ステーション収集
埋め立てるごみ		1回/月	ステーション収集
ステーション収集困難物		1回/月	戸別収集
資源 ごみ	木製家具	随時	戸別収集
	容器包装プラスチック	3回/月	ステーション収集
	廃食用油	随時	拠点収集
	飲料用缶	2回/月 ※	ステーション収集
	ビン類	2回/月 ※	ステーション収集
	古紙類	2回/月 ※	ステーション収集
	ペットボトル	2回/月 ※	ステーション収集
	紙パック	2回/月 ※	ステーション収集
	家電製品類・金属類	1回/2月	ステーション収集
発泡スチロール類	1回/2月 ※	ステーション収集	
直接搬入ごみ		随時	自己搬入又は許可業者による。

※美都、匹見地区は1回/月

④収集・運搬に関する方針

○収集運搬業・処分業の新規許可について

現在、本市での一般廃棄物収集運搬業許可業者は12者である。

現時点では、ごみの発生量に対する収集運搬能力が確保されているため、原則、新たな収集運搬業の許可は行わない方針である。

○ふれあい収集の実施

高齢や障がい等により集積場へのごみの持ち出しが困難な方（益田市ふれあい収集実施要綱（平成29年5月12日告示第136号）に適合する方）に対し、戸別収集を行う。

○海岸漂着物の回収

市民等が実施するボランティア清掃により回収された廃棄物の収集を行う。

なお、危険物等については、関係機関と連携をとり適正処理に努める。

○在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち脱脂綿・ガーゼ類、チューブ類・カテーテル、針や血液が付着していないバッグ類、おむつ・ストーマ等、注入器及びペン型自己注射カートリッジは燃やせるごみとして収集する。市の収集ごみとして出せない注射針、点滴針等の鋭利なもの及び血液が付着した医療器具等は、受け取った医療機関へ返却するよう周知を図る。

○水銀廃製品の適正処理

水銀体温計、蛍光灯等の適正処理を行う。

○充電式電池等の適正処理

充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）、ボタン電池、その他（モバイルバッテリー、電動歯ブラシ、電子タバコ、電気シェーバー）は、市役所及び分庁舎で回収後、適正処理を行う。

⑤特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める対象機器の処理方法

市では、家電リサイクル法に定める対象機器（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫）については収集を行わない。

【処理方法】

○購入した店、または買い替え時の販売店等にリサイクル料金等を支払い引き取ってもらう。

○市内の家電回収協力店にリサイクル料金等を支払い引き取ってもらう。

○郵便局でリサイクル料金を振り込んで家電リサイクル券の発行を受けて、自分で指定引き取り場所に持ち込むか、または一般廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼する。

⑥家庭用パソコンの処理方法

家庭で不要になったパソコンは市では直接収集を行っていないが、市と協定を締結しているリネットジャパンリサイクル株式会社へ回収を依頼（小型家電宅配回収）する方法と、メーカーやパソコン3R推進協会に回収を依頼する方法があることについて、市民へ周知を行う。

○リネットジャパンリサイクル株式会社へ回収を依頼する方法

1. インターネットかFAXで回収申し込みをする。
2. パソコン等回収物を規定のサイズ内の箱に詰める。(パソコン1台入っていれば無料)
3. 宅配業者が希望の日時に訪問し箱を回収する。

○パソコン3R推進協会へ回収を依頼する方法

1. パソコンメーカーへ回収を依頼する。
2. パソコンを梱包し、メーカーから送付されたゆうパック伝票を貼る。
3. 梱包したパソコンを郵便局に持ち込み、メーカーへ送付する。

⑦適正な中間処理

処理施設の概要

ア 焼却施設

区分 施設名	益田地区広域クリーンセンター
所在地	益田市多田町1082番地7
処理対象物	燃えるごみ
焼却炉	全連続燃焼式(ストーカ炉)
処理能力	62t/日(31t/24h×2炉)
熔融炉	バーナ熔融方式(令和5年4月から停止)
処理能力	9.6t/日(9.6t/24h×1炉)

イ 不燃ごみ処理・再資源化施設

区分 施設名	益田市リサイクルプラザ	
所在地	益田市下波田町490番地	
処理対象物	埋め立てるごみ、容器包装プラスチック 木製家具、廃食用油	
処理能力	埋め立てるごみ	3t/日(5h)
	容器包装プラスチック	12t/日(5h)
	木製家具	1t/日(5h)
	廃食用油	400ℓ/日

⑧適正な最終処分

最終処分場の概要

区分 施設名	益田市下波田埋立処理場	埋立処分施設
所在地	益田市下波田町490番地	
埋立容量	146,629 m ³	
処理方式	セル方式	
受け入れ区域	益田市全域	

区分 施設名	益田市下波田埋立処理場浸出液処理施設	浸出水処理施設
所在地	益田市下波田町490番地	
処理能力	54 m ³ /日 (最大156 m ³ /日)	
処理方式	回転円盤、凝集沈殿、活性炭吸着	
受け入れ区域	益田市全域	

3. 一般廃棄物処理の許可業者

収集・運搬業

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	備考
1	都市環境整備株式会社	益田市高津町イ2571番地2	22-6218	
2	株式会社植松	益田市白上町イ62番地1	28-8181	
3	石見資源リサイクル事業協同組合	益田市左ヶ山町イ1288番地12	22-1128	
4	高橋建設株式会社	益田市遠田町3815番地1	23-2344	
5	三光ビル管理株式会社	益田市乙吉町イ202番地1	22-0240	
6	宮本商店有限会社	益田市あけぼの東町11番地10	24-2461	
7	有限会社金田商店	益田市昭和町3番20号	22-1060	
8	日本海リサイクル事業協同組合	益田市昭和町3番20号	22-7729	
9	有限会社幹旋企画	益田市遠田町1059番地9	27-2800	
10	久保商事有限会社	益田市匹見町匹見イ4番地1	56-1259	
11	帝信リサイクル株式会社	益田市中垣内町1007番地1	28-0213	
12	西日本クリーンサービス株式会社	益田市高津町イ2574番地16	24-1214	

4. その他対策等

(1) 不法投棄防止対策

- ・不法投棄禁止看板の配布及び広報等による啓発
- ・不法投棄が多い地域のパトロールの実施

(2) 野焼き（廃棄物の焼却）禁止の指導

- ・市民からの苦情に対し、現地指導を行う
- ・説明会等での周知

第2章 し尿処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

益田市全域とする。

(2) 一般廃棄物の計画排出量

	令和5年度排出量	令和6年度計画排出量
生し尿	9,701k l	9,485k l
浄化槽汚泥	25,527k l	25,282k l
合計	35,228k l	34,767k l

2. 処理施設の概要

施設名	益田市久城が浜センター					
所在地	益田市久城町1199番地1					
開設日	月～金 (8:30～16:30)					
閉設日	土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日					
受入エリア	益田市全域					
敷地面積	15,184㎡					
建設事業費	2,672,000千円					
完成年	平成5年3月					
施設能力	108k l/日 (し尿: 31k l/日 浄化槽汚泥: 77k l/日)					
搬入実績 (k l)	項目	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
	し尿	10,622.63	10,368.55	10,191.01	10,069.88	9722.06
	浄化槽汚泥	24,602.70	24,802.42	25,208.53	25,344.20	25,154.93
	計	35,225.33	35,170.97	35,399.54	35,414.08	34,876.99

3. 一般廃棄物処理の許可業者

(1) 収集・運搬業

番号	事業所名	所在地	電話番号	許可区分
1	有限会社益田市衛生公社	益田市東町42番97号	22-0931	し尿および浄化槽汚泥の収集運搬
2	都市環境整備株式会社	益田市高津町イ2571番地2	22-6218	
3	有限会社石西環境衛生センター	益田市東町42番97号	23-2880	
4	株式会社ヤマハ環境開発	益田市高津七丁目6番1号	23-0638	

(2) 浄化槽清掃業

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	許可区分
1	都市環境整備株式会社	益田市高津町イ2571番地2	22-6218	浄化槽の清掃
2	有限会社石西環境衛生センター	益田市東町42番97号	23-2880	
3	株式会社ヤマハ環境開発	益田市高津七丁目6番1号	23-0638	